

社会福祉法人 久 和 会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 久和会（以下「この法人」という。）の定款第 21 条第 1 項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の職員以外の者で、この法人を主たる勤務場所とし、毎週 3 日以上この法人に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

(役員報酬の支給と区分)

第 3 条 役員報酬は、常勤理事に支給する。報酬区分は本給及び通勤手当とする。

(役員報酬の支払方法)

第 4 条 常勤役員の報酬は、法令により控除すべきものを除き、その全額を常勤役員が指定する金融機関の預金口座への振込みにより支払う。

(役員報酬の計算期間及び支払日)

第 5 条 役員報酬の計算期間及び支払日は次のとおりとする。

- (1) 役員報酬の支払日は毎月 10 日とする。但し、支払日が金融機関の休業日の場合は、前営業日とする。
- (2) 新たに常勤役員に任命された者には、その日の属する月から報酬等を支給する。
- (3) 報酬等を受給していた常勤役員が退職・解任又は死亡した場合は、その事由の発生した日の属する月の末日まで役員報酬を支給する。

(本給)

第 6 条 常勤役員の本給表は、次のとおりとする。

号 俸	本 給 月 額	号 俸	本 給 月 額
1	250,000円	9	650,000円
2	300,000円	10	700,000円
3	350,000円	11	750,000円
4	400,000円	12	800,000円
5	450,000円	13	850,000円
6	500,000円	14	900,000円
7	550,000円	15	950,000円
8	600,000円		

(本給の号俸の決定)

第7条 理事長の号俸上限は15号俸とし、理事長以外の常勤理事の号俸上限は6号俸とし、職務の困難度、実績等を勘案し、評議員会の議決を経て決定する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程の通勤手当に基づき支給する。

(費用弁償)

第9条 役員の費用弁償（旅費及び日当等）については別途定める。

(役員賞与)

第10条 役員賞与は支給しない。

(退職手当金)

第11条 役員の退職手当金は支給しない。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。